

## 1. 市民税

市民税には、個人市民税と法人市民税があり、それぞれ均等の額を納める均等割と所得に応じて納める所得割（法人の場合は法人税割）の2種類からなっています。

### （1）個人市民税

市民税は、県民税・森林環境税（国税）と合わせて納めていただいています。

#### □ 納税義務者

| 納税義務者<br>納める税 | 金沢市内に住所がある人 | 金沢市内に住所はないが、<br>事務所、事業所又は家屋敷のある人 |
|---------------|-------------|----------------------------------|
| 市・県民税均等割      | ○           | ○                                |
| 市・県民税所得割      | ○           | —                                |
| 森林環境税（国税）     | ○           | —                                |

※金沢市内に住所もしくは事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日現在の状況で判断されます。

#### □ 税率

・均等割 4,500 円（個人市民税 3,000 円 個人県民税 1,500 円）

※ 災害に強いまちづくりのための均等割 1,000 円（市民税 500 円・県民税 500 円）の引き上げは令和5年度に終了しました。

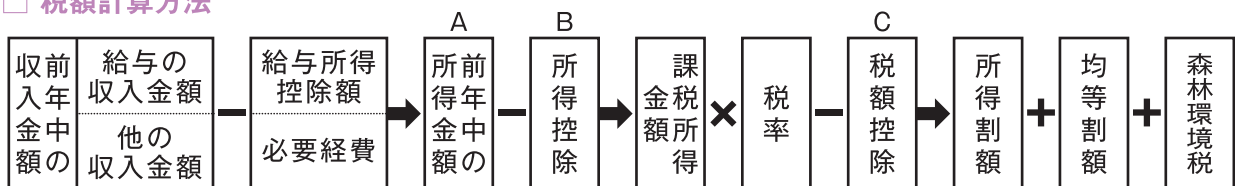
また、個人県民税均等割 1,500 円のうち 500 円は、いしかわ森林環境税として森林環境保全のために使われます。

・所得割 10%（個人市民税 6% 個人県民税 4%）

・森林環境税（国税） 1,000 円

※令和6年度から、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、国内に住所を有する個人に森林環境税（国税）が課税されます。

#### □ 税額計算方法



#### A 所得金額

所得割の税額計算の基礎となるもので、一般的に収入金額から必要経費を差し引いて算定します。

この場合は所得の種類は、所得税と同じく次の 10 種類です。

- |        |         |        |        |        |
|--------|---------|--------|--------|--------|
| ① 利子所得 | ③ 不動産所得 | ⑤ 給与所得 | ⑦ 山林所得 | ⑨ 一時所得 |
| ② 配当所得 | ④ 事業所得  | ⑥ 退職所得 | ⑧ 譲渡所得 | ⑩ 雑所得  |

#### B 所得控除

納税義務者に控除対象配偶者や扶養親族があるかどうかなど個人的な事情を考慮し、実情に応じた税負担を求めるため、所得金額から差し引くものをいいます。

#### C 税額控除

課税所得金額に税率を乗じて求めた税額から次の額を差し引きします。

- |                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| ① 調整控除額         | ④ 寄附金税額控除額             |
| ② 配当控除額         | ⑤ 外国税額控除額              |
| ③ 住宅借入金等特別税額控除額 | ⑥ 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額 |

## 家屋敷課税について

金沢市に住所がない人でも、1月1日現在、金沢市内に事務所・事業所又は家屋敷をお持ちであり、かつ一定以上の所得があった場合には、市県民税の均等割が課税されます。これは、金沢市民ではなくても、金沢市内に「事務所・事業所又は家屋敷」を持つことにより受ける行政サービス（福祉の充実、道路の建設等）に対して、一定の負担をしていただく税金です。土地や家屋の所有に係る固定資産税とは異なります。

## ふるさと納税について（お問い合わせ：地域力再生課 ☎ 220-2034）

平成20年中の寄附金より「ふるさと」に対し貢献または応援をしたいという思いを実現する観点から、個人市・県民税の都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。

具体的には、確定申告などにより都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、2,000円（平成23年度までは5,000円）を超える部分について、市・県民税所得割の概ね2割（平成27年度までは1割）を上限として所得税と合わせて全額控除します。

また、ふるさと納税とは別に、平成21年中の寄附金から、所得税の寄附金控除の対象となっている学校法人や社会福祉法人などのうち、金沢市及び石川県が条例で指定した団体に対する寄附金が寄附金税額控除の対象となり、2,000円を超える部分に市民税6%、県民税4%を乗じた額が市・県民税から控除されます。

### ※ ご注意

ふるさと納税の対象となる寄附先は、総務大臣から指定を受けた都道府県・市区町村が対象となります。

控除を受けるためには、毎年1月から12月までに行った寄附について、翌年3月15日までに確定申告を行う必要があります。その際、寄附先などからもらった領収書などを申告書に添付することが必要ですので、ご注意ください。

平成27年4月1日以後に行われる寄附については、「ふるさと納税ワンストップ特例」が利用できます。詳しいお手続きについては、寄附先の市区町村にお問い合わせください。

金沢市はふるさと納税制度を利用し、「文化の人づくり基金」と「文化スポーツ施設再整備積立基金」に積み立てし、伝統文化の継承につながる担い手の育成事業や文化スポーツを生かしたまちづくりのための施設再整備事業等に活用しています。

## 市民税・県民税における令和7年度定額減税について

令和6年度の市民税・県民税において定額減税の対象にならなかった、控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者（国外居住者を除く。）に係る定額減税を令和7年度の市民税・県民税で行います。

### (1) 対象者

令和7年度の市民税・県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者のうち、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（国外居住者を除く。）を有する方（※）

※ 納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えており、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の方

### (2) 減税（特別控除）額

税額控除後の所得割額から1万円（税額控除後の所得割額が1万円未満の場合は、税額控除後の所得割額が限度。）を控除します。

## 今年度の税額を計算してみると

### ● 夫婦子供2人（妻子は所得なし、子供は19歳、17歳）の場合

#### 前年中の収支

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 収 入               | 6,000,000 円 |
| 必要経費              | 2,000,000 円 |
| 健康保険料の支払額         | 545,000 円   |
| 一般の生命保険料の支払額（旧契約） | 100,000 円   |

### ○ 均等割の計算

|       |            |
|-------|------------|
| 市 民 税 | 3,000 円… ① |
| 県 民 税 | 1,500 円… ② |

### ○ 所得割の計算

#### 所得金額（収入－必要経費）

$$6,000,000 \text{ 円} - 2,000,000 \text{ 円} = 4,000,000 \text{ 円} \dots ③$$

#### 所得控除

|         |           |
|---------|-----------|
| 社会保険料控除 | 545,000 円 |
| 生命保険料控除 | 35,000 円  |
| 配偶者控除   | 330,000 円 |
| 扶養控除    | 330,000 円 |
| 特定扶養控除  | 450,000 円 |
| 基礎控除    | 430,000 円 |

$$\text{計} \quad 2,120,000 \text{ 円} \dots ④$$

#### 課税所得金額（③－④）

$$4,000,000 \text{ 円} - 2,120,000 \text{ 円} = 1,880,000 \text{ 円} \dots ⑤$$

#### 調整控除前の所得割額

|           |              |
|-----------|--------------|
| 市民税（⑤×6%） | 112,800 円… ⑥ |
| 県民税（⑤×4%） | 75,200 円… ⑦  |

$$\text{計} \quad 188,000 \text{ 円}$$

#### 調整控除額

|             |              |
|-------------|--------------|
| 人的控除額の差の合計額 | 330,000 円… ⑧ |
| 市民税分（⑧×3%）  | 9,900 円… ⑨   |
| 県民税分（⑧×2%）  | 6,600 円… ⑩   |

#### 所得割額

|          |              |
|----------|--------------|
| 市民税（⑥－⑨） | 102,900 円… ⑪ |
| 県民税（⑦－⑩） | 68,600 円… ⑫  |

### ○ 森林環境税の計算

|       |            |
|-------|------------|
| 森林環境税 | 1,000 円… ⑬ |
|-------|------------|

### ○ 市・県民税・森林環境税額

|          |           |
|----------|-----------|
| 市民税（①＋⑪） | 105,900 円 |
| 県民税（②＋⑫） | 70,100 円  |
| 森林環境税（⑬） | 1,000 円   |

$$\text{計} \quad 177,000 \text{ 円}$$



## ① 市民税と所得税の違いは？

私はサラリーマンです。毎月の給与から市民税と所得税が引かれていますが、そもそも市民税と所得税とはどんなところが違うのでしょうか。

所得に税がかかるという点では、市民税も所得税も同じですが、両者の主な違いには次のようなものがあります。



### ・地方税と国税

市民税は、市が課税する地方税の1つです。一方、所得税は、国が課税する国税の1つです。

### ・前年所得課税と現年所得課税

市民税は、令和6年中(令和6年1月～令和6年12月)の所得に対し、令和7年度に課税しますが、所得税は、所得の発生した年に課税されます。所得税が12月末に年末調整があつて、市民税に無いのはこのためです。

### ・均等割の有無

市民税には、所得額にかかわらず一定額を課税する均等割と所得額に応じて課税する所得割がありますが、所得税には均等割にあたるものはありません。

### ・その他

申告すべき所得額の範囲、所得控除における各種控除額、あるいは適用される税率などが両者では異なっています。



## ② 確定申告と市民税の申告

私は個人で事業を営んでいますが、税務署へ確定申告に行くと、所得税がかからないので確定申告の必要がないと言われました。この場合、市民税の申告も必要ないのでしょうか。

税務署への確定申告が必要ない場合でも、前年中に所得があれば、市民税の申告をしていただく必要があります。

また、前年中まったく所得がない場合は申告の義務はありませんが、市民税の申告書には収入のなかった方にも記入していただく欄がありますので、その旨を申告していただくようお願いしています。

もし、申告をしていないと、あなたに収入がないということが把握できず、国民健康保険料の軽減ができなかったり、所得・課税証明が発行できないなど、各種の行政サービスを受ける時に支障をきたすことがあります。







### ③ 配偶者のパート収入と本人の配偶者控除

私の配偶者はパートで働いていますが、配偶者の収入（年収）がどのくらいの金額までなら、私の所得から配偶者控除や配偶者特別控除が受けられますか。  
また、配偶者自身の税金はどうなりますか。

パート収入は、通常「給与所得」の扱いになります。

配偶者控除の対象となるパート収入は、年間103万円以下となっており、配偶者特別控除の対象となるパート収入は、年間201万円未満となっています。

また、あなたの配偶者の税金については、年間のパート収入が、所得税であれば103万円以下、市民税であれば97万円以下、森林環境税であれば96.5万円以下の場合にはかかりません。

| 配偶者のパート収入           | 本人      |         | 配偶者自身の税金 |        |        |
|---------------------|---------|---------|----------|--------|--------|
|                     | 配偶者控除   | 配偶者特別控除 | 所得税      | 市民税    | 森林環境税  |
| 96.5万円以下            | 受けられます  | 受けられません | かかりません   | かかりません | かかりません |
| 96.5万円を超え<br>97万円以下 |         |         |          |        | かかります  |
| 97万円を超え<br>103万円以下  |         |         |          | かかります  |        |
| 103万円を超え<br>201万円未満 | 受けられません | 受けられます  | かかります    | かかります  | かかります  |
| 201万円以上             |         | 受けられません |          |        |        |

※ 本人の合計所得金額が1,000万円超の場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありません。



### ④ 医療費をたくさん支払ったのですが、税金は戻ってきますか？

私は、今年出産などで多額の医療費を支払いました。申告すれば、税金が戻ってくると聞いたのですが。

本人又は配偶者が、給与から所得税を天引き（源泉徴収）されている場合、翌年、確定申告をすれば、所得税の一部が戻ってくる場合があります。

しかし、市民税の場合、今年の所得内容や控除内容に基づいて翌年度に税額を決定するため、税金が戻ってくるというのではなく、翌年度の税額を計算する際に、医療費控除が適用されたうえで、税額を決定する仕組みになっています。

また、所得税、市民税ともに控除額の計算方法は次のとおりです。

- ① 1年間に支払った医療費の総額
- ② 保険金などで補てんされる金額
- ③ 10万円又は総所得金額等の合計額の5%のいずれか低い方の額
- ①－②－③＝医療費控除額（限度額 200万円）

所得税の確定申告の際には、源泉徴収票と支払った医療費の明細書、マイナンバーカード、金融機関の口座番号の写しなどが必要となります。

詳しくは、金沢税務署へお問い合わせください。





## ⑤ 現在無職なのに納税通知書が送られてきましたが？

私は、令和6年12月末に会社を退職して、今は無職です。ところが、令和7年6月になって市役所から納税通知書が送られてきました。無職で収入のない私が、この税金を納めなければならないのでしょうか。

個人市・県民税・森林環境税は、前年中（前年の1月～12月）の所得に基づいて、その翌年に課税される仕組みになっています。

あなたの場合は、前年である令和6年中に所得があったので、令和7年度の市・県民税・森林環境税が課税されることになります。

したがって、今年度分の市・県民税・森林環境税は、納めていただくことになります。



## ⑥ 退職したときの納税の方法は？

私はサラリーマンで、市民税は給与天引き（特別徴収）で納めていますが、退職した場合はどのように納付するのでしょうか。

特別徴収は、前年中の所得をもとに計算した税額を6月から翌年の5月にかけて12回の月割りとして給与から徴収し、勤務先を通じて納めていただくものです。

退職した場合は、それ以降の特別徴収ができなくなりますので、残額（未徴収税額）を次のように納めていただきます。

### （1）12月31日までに退職した場合

市役所からお送りする納税通知書で、あなたをご自分で納めていただくことになりますが、勤務先に申し出ていただければ、最後の給与または退職金から残額を一括して徴収することもできます。

### （2）1月1日以降に退職した場合

地方税法の規定により、最後の給与または退職金から残額を一括して徴収されることになります。

### ● 退職金にかかる市・県民税は・・・

退職金額によっては市・県民税がかかることがあります。その場合は、退職金を受け取るときに、他の所得とは別に退職分の税額が徴収されています。





## ⑦ 死亡した人の市民税は？

私の配偶者は今年の7月に死亡しましたが、配偶者の市民税はどのようなのでしょうか。

個人市・県民税・森林環境税は、毎年1月1日（賦課期日）現在に住所のある市区町村で、前年中（前年の1月～12月）の所得に基づいて、その年度の課税が決定されることになっています。

したがって、年の途中で死亡された方に対しても、前年中の所得に基づいて、その年度の課税が決定されていますので、その年度の市・県民税・森林環境税は納めていただかなければなりません。

あなたの配偶者が納めていただくことになっていた今年度分の市・県民税・森林環境税については、相続された方が、その納税義務を引き継ぐことになり、その残りの税額を納めていただくことになります。

なお、今年中に死亡された方に対しては、翌年度分の市・県民税・森林環境税は課税されませんが所得税の申告が必要となる場合がありますので、詳しくは、金沢税務署へお問い合わせください。



## ⑧ 年金からの特別徴収制度とは？

市民税が年金から引き落とされるようになりましたが、どうしてですか。

平成21年10月から、個人市・県民税の公的年金からの引き落とし（特別徴収制度）が始まりました。この制度の実施により、年金を支給する年金保険者が市・県民税を年金から引き落として、市区町村へ直接納入するため、納税者の方が金融機関の窓口へ出向くという納税の手間が省かれるとともに、市区町村の事務の効率化が図られます。

### ・対象となる方

「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得から計算した市・県民税・森林環境税の納税義務のある方」ですが、介護保険料が年金から引き落としされていない場合や引き落としされる市・県民税・森林環境税額が老齢基礎年金などの額を超える場合などは引き落としの対象とはなりません。

### ・引き落としされる市・県民税・森林環境税額

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した市・県民税・森林環境税額のみで、給与所得や事業所得などのその他の所得金額から計算した市・県民税・森林環境税額は、給与からの特別徴収又は普通徴収（納付書での納付または口座振替）の方法で納めていただくことになります。



## (2) 法人市民税

## □ 納税義務者

| 納税義務のある法人                                                 | 均 等 割 | 法人税割 |
|-----------------------------------------------------------|-------|------|
| 市内に事務所又は事業所を有する法人                                         | ○     | ○    |
| 市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの                            | ○     | —    |
| 市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うもの | ○     | ○    |
| 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの            | —     | ○    |

## □ 税率

## ・均等割

| 法人等の区分                                                                                                                                 |                     | 従業者数の合計 <sup>※1※2</sup> |        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-------------------------|--------|
|                                                                                                                                        |                     | 50 人以下                  | 50 人超  |
| 次に掲げる法人<br>イ 公共法人及び公益法人等<br>ロ 法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの<br>ハ 一般社団法人及び一般財団法人<br>ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの |                     | 5万円                     |        |
| 資本金等の額 <sup>※2※3</sup>                                                                                                                 | 1,000 万円以下          | 5万円                     | 12 万円  |
|                                                                                                                                        | 1,000 万円超<br>1 億円以下 | 13 万円                   | 15 万円  |
|                                                                                                                                        | 1 億円超<br>10 億円以下    | 16 万円                   | 40 万円  |
|                                                                                                                                        | 10 億円超<br>50 億円以下   | 41 万円                   | 175 万円 |
|                                                                                                                                        | 50 億円超              | 41 万円                   | 300 万円 |

※1 従業者数の合計とは、市内の事務所、事業所または寮等の従業者数の合計です。

※2 資本金等の額及び従業者数の合計は、課税標準の算定期間の末日で判定します。

※3 平成27年4月1日以後に開始する事業年度分から、「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」を下回る場合には、「資本金の額及び資本準備金の額の合計または出資金の額」が「資本金等の額」となります。

## ・法人税割

平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度 ……12.1%

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度 …………… 8.4%

## □ 税額計算方法

均等割額 + 法人税割額（課税標準となる法人税額 × 税率）

## □ 申告と納税

法人市民税は、事業年度が終了した後一定期間内に、納税義務者が納付すべき税額を算出して申告し、申告した税額を納めていただくことになっています。（これを申告納付といいます。）

| 申告の区分 | 申告納付期限等                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 確定申告  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内</li> <li>・申告納付額は、均等割額と法人税割額との合計額</li> </ul> <p>※なお、当該事業年度について、すでに中間申告を行った税額がある場合にはその額を差し引いた額</p>                                                                                                       |
| 中間申告  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内</li> <li>・申告納付額は、①または②の額</li> </ul> <p>①<b>予定申告</b><br/>均等割額（年額）の1/2の額と、前事業年度の法人税割額の1/2との合計額</p> <p>②<b>中間申告</b><br/>均等割額（年額）の1/2の額とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額</p> |



## 2. 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）に対して課税されます。

※ 償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産のことで舗装や塀などの構築物、機械及び備品などが該当し、その所有者の申告に基づき課税されます。

### □ 納税義務者

1月1日現在、市内に固定資産を所有している人  
（原則として、固定資産課税台帳に所有者として登録されている人）

### □ 税率

1.4%

### □ 税額計算方法

課税標準額 × 税率（1.4%）

- ・ 課税標準額      土地、家屋については、国が定めた固定資産評価基準に基づき、3年ごとに評価替えを行い算定します。  
                         償却資産については、個々の資産の取得価格または前年度の評価額をもとに算定します。
- ・ 免 税 点      同一の人が市内に所有する資産の課税標準額の合計が次の額に満たない場合には課税されません。  
                         土地 …30 万円      家屋 …20 万円      償却資産 …150 万円

### □ 住宅用地に係る課税標準の特例〔土地〕

専ら人の居住する住宅の敷地として使用されている土地（住宅用地）については、特例措置が設けられており、課税標準額は以下のとおりとなります。

- ・ 200㎡までの小規模住宅用地部分 … 評価額の 1/6
- ・ 200㎡を超える一般住宅用地部分 … 評価額の 1/3
- ※ 住宅用地として認められる面積は、家屋の床面積の 10 倍が限度です。
- ※ 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告を受けた特定空家等の敷地は除きます。

### □ 新築住宅に対する固定資産税の減額措置〔家屋〕

新築された住宅が次の要件のすべてにあてはまるときは、一定期間、規定の範囲で税額が2分の1に減額されます。なお、都市計画税には減額措置がありません。

（要件）

- ・ 住宅用家屋（専用住宅、併用住宅又は共同住宅等）であること。  
ただし、併用住宅にあつては、居住部分の割合が2分の1以上であること。
- ・ 居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。  
ただし、共同住宅等の戸建て以外の貸家の用に供する住宅にあつては、1区画の床面積が40㎡以上280㎡以下であること。
- ・ 都市再生特別措置法に基づく勧告に従わずに新築したものでないこと。

（減額される範囲）

減額の対象となるのは、新築された住宅用家屋のうち住居として用いられている部分（居住部分）だけであり、住居として用いられている部分の床面積が120㎡までのものについてはその全部が、120㎡を超えるものについては120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

(減額の期間)

| 家 屋 の 種 類           | 減額期間(認定長期優良住宅※の場合) |
|---------------------|--------------------|
| 地上3階建以上の中高層耐火住宅等    | 5年度間 (7年度間)        |
| 上 記 以 外 の 一 般 の 住 宅 | 3年度間 (5年度間)        |

※「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定により認定された住宅

なお、認定長期優良住宅として減額の適用を受ける場合は、新築した翌年の1月31日までに申告書の提出が必要です。

#### □ その他の減額措置

住宅の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修等に伴う工事を行った場合、それぞれの一定要件を満たした家屋について、固定資産税額が減額されることがあります。ただし、改修工事が完了した日から、3か月以内に申告をしていただく必要があります。

## 3. 都市計画税

都市計画税は、街路・下水道・公園整備などの都市計画事業（または土地区画整理事業）に要する経費に充てるための目的税で、固定資産税と合わせて納めていただくことになっています。

#### □ 納税義務者

1月1日現在、市街化区域内に所在する土地及び家屋を所有している人

#### □ 税率

0.3%

#### □ 税額計算方法

課税標準額 × 税率 (0.3%)

・課税標準額 固定資産税と同じく土地、家屋の評価額をもとに算定します。

#### □ 住宅用地に係る課税標準の特例〔土地〕

専ら人の居住する住宅の敷地として使用されている土地（住宅用地）については、特例措置が設けられており、課税標準額は以下のとおりとなります。

・200㎡までの小規模住宅用地部分 … 評価額の 1/3

・200㎡を超える一般住宅用地部分 … 評価額の 2/3

※ 住宅用地として認められる面積は、家屋の床面積の 10 倍が限度です。

※ 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告を受けた特定空家等の敷地は除きます。

## 今年度の税額を計算してみると

### 【土地】（例）200㎡の小規模住宅用地

|           |              |
|-----------|--------------|
| 今年度の評価額   | 18,000,000 円 |
| 前年度の課税標準額 | 2,750,000 円  |

#### ◇ 住宅用地の税負担

| 前年度課税標準額<br>当該年度評価額 <sup>*</sup> | 課税標準額の算出方法                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.0 以上                           | 当該年度評価額 <sup>*</sup>                                                                                                                                                               |
| 1.0 未満                           | 前年度課税標準額＋当該年度評価額 <sup>*</sup> × 0.05 …(A)<br>ただし、(A) が当該年度評価額 <sup>*</sup> を上回る場合<br>⇒当該年度評価額 <sup>*</sup><br>(A) が当該年度評価額 <sup>*</sup> の 20%を下回る場合<br>⇒当該年度評価額 <sup>*</sup> × 0.2 |

※ 住宅用地及び市街化区域農地における当該年度評価額は、下記の特例率等を乗じた額（当該年度の評価額×特例率等）に置き換えて算出します。

| 区 分  |         | 特例率等  |       |
|------|---------|-------|-------|
|      |         | 固定資産税 | 都市計画税 |
| 住宅用地 | 小規模住宅用地 | 1/6   | 1/3   |
|      | 一般住宅用地  | 1/3   | 2/3   |
| 農 地  | 市街化区域農地 | 1/3   | 2/3   |

$$\begin{aligned}\text{当該年度評価額}^* &= 18,000,000 \text{ 円} \times 1/6 \\ &= 3,000,000 \text{ 円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当該年度評価額}^*} &= \frac{2,750,000 \text{ 円}}{3,000,000 \text{ 円}} \\ &= 0.916 \quad (1.0 \text{ 未満に該当})\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{今年度の課税標準額} &2,750,000 \text{ 円} + 3,000,000 \text{ 円} \times 0.05 = 2,900,000 \text{ 円} \\ \text{今年度の固定資産税} &2,900,000 \text{ 円} \times 0.014 \text{ (税率)} = \mathbf{40,600 \text{ 円}}\end{aligned}$$

### 【家屋】（例）新築の木造2階建て専用住宅

|      |        |
|------|--------|
| 建築時期 | 令和6年8月 |
| 床面積  | 150㎡   |

$$\text{令和7年度の評価額（課税標準額）} \quad 10,000,000 \text{ 円} \quad \dots \dots \dots \textcircled{1}$$

$$\text{本来の固定資産税額} \quad \textcircled{1} \times 0.014 \text{ (税率)} = 140,000 \text{ 円} \quad \dots \dots \dots \textcircled{2}$$

$$\text{新築住宅の軽減税額} \quad \textcircled{1} \times 0.014 \text{ (税率)} \times (120\text{㎡} / 150\text{㎡}) \times 1/2 = 56,000 \text{ 円} \quad \dots \textcircled{3}$$

$$\text{今年度の固定資産税額} \quad \textcircled{2} - \textcircled{3} = \mathbf{84,000 \text{ 円}}$$

## 固定資産税のQ&A

### お問い合わせ

資産税課（庶務係・管理係） ☎ 220-2151  
（土 地 係） ☎ 220-2153  
（家 屋 係） ☎ 220-2156  
（償却資産係） ☎ 220-2158



### ① 固定資産税の評価替えとは？

固定資産税の評価替えというものを聞きましたが、どんなことでしょうか。  
また、その時期はいつでしょうか。

評価替えとは、固定資産の価格の見直しのことをいいます。

本来であれば、毎年度その資産の価値に応じて評価替えを行い、「適正な時価」をもとに課税を行うことが、納税者間の税負担の公平を図ることになります。

しかし、膨大な量の土地・家屋について、その評価を毎年度見直すことは、実務的に不可能であることなどから、原則として3年間評価額を据え置く制度、言い換えれば、3年ごとに固定資産の価格を見直す制度がとられています。

今回の評価替えは、令和9年度に行われます。

なお、土地の価格については、令和7年度、令和8年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行うこととなります。

土地の評価替えの基礎となる「路線価」は、資産税課窓口にて閲覧できるほか、以下のWebサイトで公開されています。

「全国地価マップ」URL <https://www.chikamap.jp/chikamap/>



### ② 土地の固定資産税が下がらないのは？

地価が下がっているのに、土地の固定資産税が上がるのは、なぜでしょうか。

土地の固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇をゆるやかにするため、税額を毎年少しずつ上昇させ、何年もかけて本来納めるべき税額に近づけていくような制度（負担調整措置）を採用しています。

地価が下落する中で税負担が上昇する土地は、本来納めるべき税額に比べて現在の税額が低いため、負担調整措置により本来納めるべき税額に向けた是正過程にあるものです。したがって、まだ本来納めるべき税額に達していない場合は、引き続き税額が上がることであります。





### ③ 住宅を取り壊したのに固定資産税が上がったのは？

昨年11月に古い住宅を取り壊し、駐車場にしたところ、昨年度に比べて固定資産税が高くなりましたがどうしてでしょうか。

住宅の建っている宅地には、下記の例のような課税標準の特例が設けられています。この特例は、毎年1月1日現在の土地の利用状況によることとなっていますが、あなたの場合、昨年中に住宅を取り壊されたことにより、住宅用地の特例の扱いを受けられなくなったからです。

#### ◇ 住宅用地に対する課税標準の特例（住宅一戸あたり）

| 区 分               |        | 固定資産税    | 都市計画税    |
|-------------------|--------|----------|----------|
| 200㎡以下の住宅用地       |        | 評価額× 1/6 | 評価額× 1/3 |
| 200㎡より<br>大きい住宅用地 | 200㎡まで | 評価額× 1/6 | 評価額× 1/3 |
|                   | 200㎡ 超 | 評価額× 1/3 | 評価額× 2/3 |

※ ただし既存の住宅に代えて同一敷地に住宅を建設中で一定の要件を満たす土地については、住宅用地の特例の扱いが受けられます。



### ④ 家屋の税額が急に上がったのは？

私は4年前に木造住宅（長期優良住宅の認定は受けていません）を新築しましたが、今年度から家屋の税額が急に上がっています。どうしてでしょうか。

新築住宅の場合一定の要件を満たしていると、新築後の一定期間に限り、固定資産税額を一戸あたり120㎡まで1/2に減額する特例があります。

あなたの場合は下表の①一般の住宅の中で、認定長期優良住宅には該当しないので、3年間の適用期間が昨年で終了したことによるものです。

#### ◇ 新築住宅に対する減額措置

| 区 分     |         | 内 容                                                                                                               |
|---------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 要 件     | 居 住 割 合 | 居住部分の床面積が家屋1棟全体の2分の1以上                                                                                            |
|         | 床 面 積   | ・ 一戸建住宅、分譲マンション等の区分所有住宅<br>⇒ 居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下<br>・ 一戸建以外の貸家住宅（共同住宅、寄宿舍等）<br>⇒ 独立的に区画された居住部分ごとの床面積が40㎡以上280㎡以下 |
|         | そ の 他   | 都市再生特別措置法に基づく勧告に従わずに新築したものでないこと                                                                                   |
| 減額される範囲 |         | ・ 住居として用いられる部分の床面積が120㎡までのもの<br>⇒ 全て減額対象<br>・ 120㎡を超えるもの<br>⇒ 120㎡分に相当する部分                                        |
| 減額される期間 |         | ・ ①一般の住宅（②以外）<br>⇒ 新築後3年度分（認定長期優良住宅※は5年度分）<br>・ ②地上3階建以上の中高層耐火住宅等<br>⇒ 新築後5年度分（認定長期優良住宅※は7年度分）                    |

※ 認定長期優良住宅は申告書の提出が必要です。





## ⑤ 家屋の評価は年々下がるのでは？

固定資産税は、3年ごとに評価替えを行うということですが、家屋の場合、年々古くなりますので、当然評価額も下がるのでしょうか。

家屋の評価額は、3年ごとの評価替え時に、まったく同一の建物を同一の場所に新築した場合に必要とされる建築費の時価（「再建築費」といいます。）に、建築後古くなっていくことなどを考慮した減価率を掛けて求めることになっています。

したがって、評価替えの時の再建築費の上昇率が減価率を上回っている場合には、建物が古くても評価額は上がります。その逆ならば、下がることになります。

ただし、評価額が上がれば税額も上がってしまいますので、その場合には、前年度の評価額をそのまま据え置くことになります。



## ⑥ 縦覧・閲覧制度とは？

縦覧・閲覧制度とは、具体的にどのような制度なのでしょう。

### （1）縦覧制度

納税者が、他の土地や家屋の価格との比較を通じて自分が所有する土地や家屋の評価が適正であるかどうかを判断できるようにするため、「土地価格等縦覧帳簿」及び「家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧に供する制度です。

実際に税額が賦課されている物件の所有者が縦覧をすることができます。

縦覧期間は、毎年4月1日から第一期納期限までとなっています。

### （2）閲覧制度

納税義務者が、固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分を確認するための制度です。借地人・借家人の方についても、使用又は収益の対象となる部分についての固定資産税の課税内容を明らかにするために、関係のある部分について閲覧をすることができます。



## ⑦ 年の途中で土地と家屋の売買があった場合は？

今年3月に土地と家屋を売却し、移転登記も済ませました。  
この場合、今年の固定資産税は誰が納めることになるのでしょうか。

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地登記簿、建物登記簿または土地・家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人に課税されることになっています。3月に売却済みであっても、今年1月1日現在の登記簿にあなたの名義で登記されているれば、今年度分の固定資産税の納税義務者はあなたということになります。







## ⑧ 所有者が死亡した場合の固定資産税は？

父が今年の6月に死亡しました。父名義の固定資産税はどのようなになるのでしょうか。

固定資産税の納税義務者が死亡した場合は、通常、法務局（登記所）で所有権移転登記（相続登記）の手続きをしていただくことになります。

この相続登記を今年中に済ませたときは、来年度からその登記名義人に課税されます。

また、何らかの事情により、来年の1月1日（賦課期日）を過ぎても、この相続登記を済ませていないときは、賦課期日現在、その資産を現に所有している人に課税されます。

この場合、金沢市役所から「固定資産現所有者申告書（代表相続人指定届）」が届きますので、代表相続人等を記入して返送してください。ただし、この手続きは相続登記や相続税の課税とはなんら関係ありません。

なお、固定資産税の納税義務者が今年の6月に死亡しても今年度分の固定資産税については、相続人がその納税義務を引き継ぐことになり、その残りの税額を納めていただくことになります。

※ 相続の手続きの際には、納税通知書に同封されている課税明細書が役に立ちます。



## ⑨ 償却資産とは？

償却資産とは何ですか。

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産のことです。

工場・商店・事務所などを経営している方や駐車場、アパート、事務所などを貸し付けている方が所有する償却資産については、土地・家屋と同じように固定資産税の課税対象となりますので申告が必要となります。

これは、土地・家屋と違って登記制度がないことから、毎年1月1日現在での資産状況について所有者から申告をいただき、固定資産税の課税を行っているためです。

（申告が必要な方）

金沢市内に事業用の償却資産を所有する法人または個人の方です。

毎年1月1日現在に所有している償却資産について、1月31日までに申告してください。

なお、申告が必要な方で、まだ申告を行っていない方は、資産税課償却資産係までご連絡ください。

### ◇ 主な申告対象資産の例

|          |                                                                                                   |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各業種共通のもの | 舗装、融雪設備、植栽・花壇、門、塀、フェンス、看板、サイン工事、屋外電気設備、屋外給排水設備、自転車置場、物置、受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、LAN設備、簡易間仕切り、エアコン、備品など |
| 工場       | 機械設備、機械用動力、業務用給排水設備・ガス設備など                                                                        |
| 小売店      | 商品陳列ケース、棚、冷蔵庫・冷凍庫、POSなど                                                                           |
| 飲食店      | 厨房設備、接客用家具・備品など                                                                                   |
| 不動産賃貸業   | 外構工事（舗装、花壇、フェンスなど）、エアコンなど                                                                         |

※ 店舗、事業所等を借りて事業をされている方が、外装や内装、電気、給排水、空調等を施した場合も、申告が必要となります。





## ⑩ 土地や家屋にかかる税金の種類は？

土地や建物には、どんな税金がかかりますか。

次のような税金がかかります。

|         |     |                                                               |
|---------|-----|---------------------------------------------------------------|
| 取得したとき  | 国 税 | 相続税・贈与税・登録免許税・印紙税                                             |
|         | 県 税 | 不動産取得税                                                        |
| 持っているとき | 市 税 | 固定資産税・都市計画税<br>事業所税（事業の用に供しているとき）<br>特別土地保有税（H 15 以降は新たな課税停止） |
|         | 国 税 | 所得税                                                           |
| 貸したとき   | 県 税 | 県民税                                                           |
|         | 市 税 | 市民税                                                           |
| 売ったとき   | 国 税 | 所得税・印紙税                                                       |
|         | 県 税 | 県民税                                                           |
|         | 市 税 | 市民税                                                           |



### ◇ お問い合わせ

#### ・国 税

金沢税務署（金沢駅西合同庁舎） ☎ 261-3221（代）

#### ・県 税

石川県税務課 ☎ 225-1271（代）

金沢県税事務所 ☎ 263-8831（代）

#### ・市民税、事業所税

金沢市 市民税課（個人課税係） ☎ 220-2161

#### ・固定資産税・都市計画税

金沢市 資産税課（庶務係） ☎ 220-2151

## 4. 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、原付バイク（原動機付自転車）、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車（これらを「軽自動車等」といいます。）の所有者に対して課税されます。

### □ 納税義務者

4月1日現在、軽自動車等を所有している個人、法人

### □ 税率

#### 原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等の税率（年額）

| 車 種    |                              | 税率     | 車 種               | 税率     |
|--------|------------------------------|--------|-------------------|--------|
| 1<br>種 | 一般原付 (0.05L又は定格出力0.6kW以下)    | 2,000円 | ミニカー              | 3,700円 |
|        | 一般原付 (0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下) |        | 小型特殊自動車(農耕作業用)    | 2,400円 |
|        | 特定原付 (定格出力0.6kW以下)           |        | 小型特殊自動車(その他)      | 5,900円 |
| 2<br>種 | 原付 乙 (0.09L又は定格出力0.8kW以下)    | 2,000円 | 軽二輪 (0.25L以下)     | 3,600円 |
|        | 原付 甲 (0.125L又は定格出力1.0kW以下)   | 2,400円 | 二輪の小型自動車 (0.25L超) | 6,000円 |

#### 軽四輪・軽三輪の税率（年額）

##### 【軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）の税率について】

| 種 別   |     |     | 標準税率                | 経過措置税率              | 重課税率※1                             |
|-------|-----|-----|---------------------|---------------------|------------------------------------|
|       |     |     | 初度検査年月<br>平成27年4月以降 | 初度検査年月<br>平成27年3月以前 | 初度検査年月<br>平成24年3月以前<br>(13年を超えた車両) |
| 軽 三 輪 |     |     | 3,900円              | 3,100円              | 4,600円                             |
| 四 輪   | 乗 用 | 営業用 | 6,900円              | 5,500円              | 8,200円                             |
|       |     | 自家用 | 10,800円             | 7,200円              | 12,900円                            |
|       | 貨 物 | 営業用 | 3,800円              | 3,000円              | 4,500円                             |
|       |     | 自家用 | 5,000円              | 4,000円              | 6,000円                             |

##### ※1 「初度検査年月」から起算して13年を超える車両（平成24年3月以前の車両）

ただし、電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリンハイブリッドの軽自動車並びに被けん引車は除きます。

##### 【軽四輪車等のグリーン化特例（軽課税率）について】

一定の環境性能を有する車両は、令和7年度分の軽自動車税（種別割）の税率が軽減されます。  
（対象：初度検査年月が令和6年4月から令和7年3月までの車両）

| 種 別     |     |     | 概ね25%軽減                                    | 概ね50%軽減                                    | 概ね75%軽減 |
|---------|-----|-----|--------------------------------------------|--------------------------------------------|---------|
|         |     |     | ガソリン車・ハイブリッド車※2                            |                                            | 電気軽自動車等 |
|         |     |     | 【乗用】令和12年度燃費<br>基準70%達成車かつ<br>令和2年度燃費基準達成車 | 【乗用】令和12年度燃費<br>基準90%達成車かつ<br>令和2年度燃費基準達成車 |         |
| 軽 三 輪※3 |     |     | 3,000円                                     | 2,000円                                     | 1,000円  |
| 四 輪     | 乗 用 | 営業用 | 5,200円                                     | 3,500円                                     | 1,800円  |
|         |     | 自家用 | ※4                                         | ※4                                         | 2,700円  |
|         | 貨 物 | 営業用 | ※4                                         | ※4                                         | 1,000円  |
|         |     | 自家用 | ※4                                         | ※4                                         | 1,300円  |

※2 H17年排出ガス基準75%低減達成車またはH30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

※3 乗用営業用のみ対象となります。

※4 グリーン化特例（軽課税率）対象外のため、標準税率による額となります。

## □ 申告

軽自動車等の登録や名義変更、廃車をするときは、申告手続きが必要です。

| 車 種        |                                                            | 申 告 場 所                                                    |
|------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 原 付<br>バイク | 原動機付自転車（125cc 以下）<br>ミニカー（50cc 以下）                         | 金沢市役所第一本庁舎2階 バイク受付の窓口<br>※廃車手続きは各市民センターでも受付可<br>☎ 220-2147 |
| 小型特殊自動車    |                                                            |                                                            |
| バイク        | 二輪の軽自動車<br>（125cc 超 250cc 以下）<br>二輪の小型自動車<br>（250cc 超のバイク） | 石川運輸支局<br>金沢市直江東1丁目1番地<br>☎ 050-5540-2045                  |
| 軽 四 輪 等    |                                                            | 軽自動車検査協会石川事務所<br>金沢市直江東2丁目123番地1<br>☎ 050-3816-1853        |

## □ 原付バイク（原動機付自転車、ミニカー）及び小型特殊自動車の申告手続きに必要なもの

| 必要なもの<br>手続きの内容  |                 |       | 標識<br>交付証明書 | 廃車<br>申告受付書 | 譲渡<br>証明書 | 販売<br>証明書 | ナン<br>バー<br>プレート | 盗難<br>届 |
|------------------|-----------------|-------|-------------|-------------|-----------|-----------|------------------|---------|
| 登<br>録           | 販売店から購入         |       |             |             |           | ○         |                  |         |
|                  | 市外から転入          | 廃 車 済 |             | ○           |           |           |                  |         |
|                  |                 | 未 廃 車 | ○           |             |           |           | ○                |         |
| 名<br>義<br>変<br>更 | 市内の人から<br>譲り受けた | 廃 車 済 |             | ○           | ○         |           |                  |         |
|                  |                 | 未 廃 車 | ○           |             | ○         |           |                  |         |
|                  | 市外の人から<br>譲り受けた | 廃 車 済 |             | ○           | ○         |           |                  |         |
|                  |                 | 未 廃 車 | ○           |             | ○         |           | ○                |         |
| 廃<br>車           | 廃棄、転出、売買など      |       | ○           |             |           |           | ○                |         |
|                  | 盗 難             |       | ○           |             |           |           |                  | ※       |
|                  | ナンバープレートの紛失     |       | ○           |             |           |           |                  |         |

※ 盗難届出情報… 届出先警察署、届出日、被害日、受理番号

### ※ ご注意

- ・登録及び名義変更手続きにおいて、新所有者の住民票が金沢市にない場合は、新所有者の運転免許証の写し又は住民票の写しが必要です。
- ・窓口に来られる方の本人確認書類をご持参ください。
- ・自賠責保険に加入済の場合は、確認のため保険証書をご持参ください。後日加入の場合は、窓口でその旨をお伝えください。（自賠責保険の加入は法律で義務付けられています。）



## ① 原付バイクの届け出は？

最近金沢市に転入してきました。原付バイクのナンバープレートは前に住んでいた市役所で交付を受けたものですが、そのまま乗っていてもいいのですか。

原付バイク(原動機付自転車)は、その主たる定置場の市区町村で課税されます。転出入によって、その主たる定置場が変わりますので、まず、以前住んでいた市区町村でいったん廃車の手続きをしてナンバープレートを返却します。(手続きについては前の市区町村へお問い合わせください。)

次に、金沢市役所第一本庁舎2階の「バイク受付の窓口」で新たに登録の手続きをして、ナンバープレートの交付を受けてください。(手数料はかかりません。)

### ● 主たる定置場とは …

- ・所有者が個人の場合は、その住所地
- ・所有者が法人の場合は、その車両を使用する事務所の所在地



## ② 廃車したのに納税通知書が送られてきたのは？

原付バイク(または軽自動車等)を廃車したのに、市から納税通知書が送られてきました。何かの間違いではありませんか。

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日(賦課期日)現在、原付バイク(原動機付自転車)・軽自動車・小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。そのため、4月1日までに廃車の手続きがあったものについては課税されませんが、4月2日以降に廃車されたものについてはその年度の税金を納めていただくことになります。なお、4月2日以降に登録手続きをされた車両については、その年度は課税されません。



## ③ 原付バイクを盗まれたときの手続きは？

所有している原付バイク(50cc)が盗難にあいました。どうすればよいでしょうか。

まず、警察に盗難の届出をしてください。そして、金沢市役所第一本庁舎2階「バイク受付の窓口」または市民センターで、「盗難届をした」旨を説明のうえ、廃車の手続きをしてください。そのままにしておくと、そのバイクはいつまでも所有しているものとして課税されることになりますので、速やかに手続きをしてください。



## 5. 市たばこ税

市たばこ税は、たばこの製造者、卸売業者などが、市内の小売業者に売り渡したたばこに課税されます。

### □ 納税義務者

卸売販売業者等

### □ 税率

＜紙巻たばこ＞ （1,000本あたり）

| 実施期間<br>区分 | 令和3年10月1日～ |
|------------|------------|
| たばこ税       | 7,622円     |
| 県たばこ税      | 1,070円     |
| 市たばこ税      | 6,552円     |
| 合 計        | 15,244円    |

### ＜加熱式たばこ＞

平成30年度税制改正により、「加熱式たばこ」の区分が新設され、「重量」及び「価格」を基に、計算式を用いて紙巻たばこの本数に換算し、紙巻たばこと同じ税率で計算しています。

### ＜軽量な葉巻たばこ＞

令和2年度税制改正により、「軽量な葉巻たばこ」（1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ）について換算方法が変更となり、軽量な葉巻たばこ1本につき、紙巻たばこ1本として換算し、紙巻たばこと同じ税率で計算しています。



## 6. 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるための目的税で、温泉（鉱泉浴場）の入湯客に対して課税されます。

### □ 納税義務者

鉱泉浴場入湯客（鉱泉浴場の経営者が料金とともに徴収し、市町村に納めています。）

### □ 税率

|       |               |      |
|-------|---------------|------|
| 1人につき | 宿泊の場合は、1泊につき  | 150円 |
|       | 日帰りの場合は、1回につき | 100円 |

## 7. 事業所税

事業所税は、市内の一定規模以上の事業所が行う事業に対して課税されます。都市環境の整備及び改善に関する事業（水道、下水道、廃棄物処理施設、学校、図書館などの整備事業）に充てるための目的税で、人口30万人以上の市等が課税団体として指定されています。

事業所税は、上記の整備事業費の財源の約6%（令和5年度決算）を占めています。

### □ 納税義務者

事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人

### □ 課税標準

|       |     |                    |
|-------|-----|--------------------|
| 資 産 割 | 法 人 | 市内事業所用家屋の延床面積      |
|       | 個 人 |                    |
| 従業者割  | 法 人 | 事業年度中に支払われた従業者給与総額 |
|       | 個 人 | その年中に支払われた従業者給与総額  |

### □ 税率

- ・資 産 割      1㎡につき 600 円
- ・従業者割      0.25%

### □ 免税点

- ・資 産 割      事業所床面積 1,000㎡以下
- ・従業者割      従業者数 100 人以下

### □ 申告納付の期限

- ・法 人      事業年度終了の日から2か月以内
- ・個 人      翌年の3月15日

※ 事業所税は、市内のすべての事業所等を合算して課税されます。

※ 次の場合も申告が必要です。

- ① 免税点以下の場合で、事業所床面積の合計が800㎡を超えるときまたは従業者数の合計が80人を超えるとき
- ② 事業所などを他事業者に貸し付けている場合（貸付申告書）

## 8. 宿泊税

宿泊税は、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための法定外目的税で、宿泊施設の宿泊客に対して課税されます。

### □ 納税義務者

以下の宿泊施設への宿泊客（宿泊事業者が料金とともに徴収し、金沢市に納めています。）

- ・旅館業法の許可を受けた旅館、ホテル又は簡易宿所
- ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業（いわゆる民泊）を行う住宅

### □ 税率

- ・令和6年9月30日まで

|                  |          |      |
|------------------|----------|------|
| 宿泊者1人1泊あたりの宿泊料金が | 2万円未満の場合 | 200円 |
|                  | 2万円以上の場合 | 500円 |

- ・令和6年10月1日から

|                  |               |      |
|------------------|---------------|------|
| 宿泊者1人1泊あたりの宿泊料金が | 5千円以上2万円未満の場合 | 200円 |
|                  | 2万円以上の場合      | 500円 |

※ 1人1泊5千円未満の宿泊の場合、課税されません。

### □ 課税開始

平成31年4月1日

## 宿泊税の導入と制度変更について

平成27年3月の北陸新幹線金沢開業に伴い多くの方が金沢市を訪れており、まちに活気や賑わいをもたらされている一方で、一部の地域において市民生活に影響が及びました。

また、平成29年、「北陸新幹線開業による影響検証会議」からは、「観光の振興が、住む人、訪れる人の双方にとって、魅力的なまちづくりにつながる仕組みを構築するためにも、宿泊税の導入については、全ての宿泊施設利用者を対象とする京都市の制度を基本に、早急に検討する必要がある。」との提言がありました。

これを受けて、市議会をはじめ、宿泊事業者や市民（パブリックコメント）から寄せられた意見や要望を踏まえて検討し、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図るために宿泊税を創設することとし、平成31年4月1日から課税を開始しました。

令和5年度、条例に規定する5年ごとの検討のため設置した「金沢市宿泊税条例施行後の状況に関する調査検討会議」で、宿泊料金に比べて税負担の割合が大きい低価格帯の宿泊施設への宿泊者に対する配慮が必要とする等の意見により、宿泊事業者への意見調査結果や社会情勢の変化等を勘案した結果、免税点を設定することが妥当という結論が出されました。

これを受けて、令和6年10月1日から1人1泊5千円未満の宿泊の場合、宿泊税を課さないとする制度に改めました。

### ◇ 使途の方向性

次の3つの方向性を軸に、毎年度の予算編成において検討することとしています。

- ・まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興
- ・観光客の受入れ環境の充実
- ・市民生活と調和した持続可能な観光の振興

### ◇ これまでの活用例

- ・雪吊りによる冬の街路樹や公園樹木の魅力向上
- ・金澤町家の再生活用への支援
- ・金沢らしい夜間景観の創出
- ・観光地周辺の歩行環境の整備
- ・公共シェアサイクル「まちのり」の利用促進